

平成 30 年（2018 年）9 月 11 日

各課（所・学校・園）長 様

札幌市職員共済組合共済課長

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災した組合員等に係る保険証等の  
取扱いについて

標記について、当共済組合の短期給付事業における災害に係る取扱いを、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 保険医療機関等への受診

#### (1) 組合員証又は組合員被扶養者証（以下「保険証」という。）の再交付

被災により保険証を紛失した場合は、速やかに所属長を経由して再交付申請を行うものとします。

ただし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、所属長を経由せず直接組合に対し再交付申請を行っても差し支えありません。

※ 再交付申請書の様式は、共済組合ホームページに掲載されています。

#### (2) 保険証がない場合

保険証の再交付が間に合わない場合でも、保険医療機関等の窓口において次の項目を申し出ることにより、保険証がなくても受診することができます。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 連絡先（電話番号等）
- ・ 組合員の勤務先

### 2 災害に係る給付について

非常災害（地震、火災、水害など）のために、組合員の住居や家財が損害を受けたときは、災害見舞金が支給されます。実態調査が必要ですので、ただちに共済組合へ連絡してください。詳細については、共済組合ホームページ中「災害にあったとき」をご覧ください。

※ 共済組合ホームページアドレス

イントラネット：<http://web.intra.city.sapporo.jp/somu/kyousai/index.html>

インターネット：<http://www.sapporo-kyosai.jp/>

札幌市職員共済組合事務局共済課医療給付係

**【担当】**

保険証について：熊木

災害見舞金について：今井

TEL211-2432（内 2432）